

○財務省告示第百九十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年五月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年六月八日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十八回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等
に関する法律（平成二十二年法律
第七号）第二条第一項及び特別会
計に関する法律（平成十九年法律
第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であって、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ
る発行（以下「非競争入札発行」

五

方募

入 法 入 決 定 の

と
い
う
。
、
価
格
競
争
入
札
と
同
時
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ
て
、
財
務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額
を
定
め
る
も
の
に
よ
る
発
行
（
以
下
「
国
債
市
場
特
別
参
加
者
・
第
I
非
価
格
競
争
入
札
発
行
」
と
い
う
。
）
及
び
価
格
競
争
入
札
の
募
入
の
決
定
を
し
た
後
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ
て
、
財
務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額
を
定
め
る
も
の
に
よ
る
発
行
（
以
下
「
国
債
市
場
特
別
参
加
者
・
第
II
非
価
格
競
争
入
札
発
行
」
と
い
う
。
）

ハ ロ

イ 入 札 競 争 入

各
申
込
み
の
う
ち
応
募
価
格
の
高
い
も
の
か
ら
そ
の
応
募
額
を
順
次
割
り
当
て
る
。
各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り
割
り
当
て
る
。
各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応
募
限
度
額
の
範
囲
内
に
お
い
て
各
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

六

イ 発

価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入 決 定 の

額 面 金 額 で 二 兆 千 九 百 七 十 七 億

七		二					八					ロ		入									
イ		争					争					非		札									
払		非					非					非		非									
込		者					者					者		者									
金		者					者					者		者									
額		者					者					者		者									
額		者					者					者		者									
額		者					者					者		者									
額		者					者					者		者									
額		者					者					者		者									
二	二	一	二	で	た	条	特	で	た	条	特	億	額	発	四	万	千	国	項	特	財	う	円
百	十	万	兆	二	千	利	第	千	利	第	第	二	面	行	十	円	百	に	の	例	政	ち	
円	九	円	二	千	四	付	一	九	付	一	一	千	金	し	六	、	三	に	規	等	運	、	
	億		千	百	百	国	項	百	国	項	計	五	額	た	条	特	九	つ	定	に	營	平	
	六		十	六	六	債	の	八	債	の	に	六	で	利	第	十	億	に	に	関	の	成	
	千		五	十	十	に	規	十	に	規	関	一	一	付	一	億	は	基	す	る	た	二	
	七		億	億	億	つ	定	三	つ	定	す	兆	兆	国	項	七	、	づ	る	法	の	十	
	百		二	円	円	い	に	億	い	に	る	九	九	債	の	千	額	き	発	行	公	年	
	五		千	、	、	て	基	円	て	基	法	千	千	に	規	四	面	行	し	律	債	度	
	十		二	額	額	、	づ	、	、	づ	律	五	百	つ	定	百	金	し	第	第	の	に	
	一		百	面	面	き	き	額	額	額	第	八	八	い	に	三	額	た	二	二	の	お	
	万		九	金	金	発	発	十	十	十	四	十	十	は	基	十	で	利	利	条	行	け	
	四		十	行	行	行	行	六	六	六	十	十	二	は	づ	五	付	付	一	一	の	る	
	千			し	し	し	し	六	六	六	六	二	、	き	第	五	二	付	一	の			

十 十											九 八		二		八									
口 イ 一											振 額 最													
発 行 行 格 日											替 単 位		低 額 面 金		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国									
・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発													入 価 札 格 第 参 市 場		入 価 札 格 第 参 市 場		入 価 札 格 第 参 市 場							
第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発													札 格 第 参 市 場		札 格 第 参 市 場		札 格 第 参 市 場							
II 加 場 び 札 格 第 参 市 場` 入 行 争 格 日													発 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国		発 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国		発 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国							
非 者 特 国 発 競 I 加 場													発 競 II 加 場		発 競 I 加 場		発 競 I 加 場							
銭 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 二											平 成 二 十 二 年 五 月 二 十 一 日		す る 。 十 二 倍 の 金 額 に よ る も の と		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金		振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		五 万 円		円 二 千 四 百 六 十 五 億 四 千 百 二 十 万		万 千 九 百 八 十 七 億 三 千 六 百 二 十 六	

十
三
二

入札競争
価格競争
利率
経過利率
の払込み

(一) 年〇・五パーセント
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにつきては、前記(一)の算式
により算出した金額から当該
金額に百分の二十を乗じた金
額(ただし、当該国債を発行
時において取得する者が非居
住者又は外国取算人である場
合は、前記(一)の算式による
に出した金額に当該非居住者
又は外国人が適用を受けた金
額)を乗じた金額を控除するこ
とができる。

十
四
初
期
利
子

平成二十二年九月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十二年五月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年三月二十日	利子を支払う。六月間に属する
					て、その日以前。六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期において
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の第二期
					第二期
					以後